

6. 申請に必要な書類

個人

6-1. 保安機関の認定または認定更新の申請に必要な書類 1~19まであります。

	提出書類名 ※1	新規		更新		書類の単位		様式 ※2	備考 ※1、※3
		法人	個人	法人	個人	事業者	事業所		
1	[規則 様式第 12] 保安機関認定申請書	○	○	-	-	○	-	規則	手数料(滋賀県収入証紙)を添付
2	[規則 様式第 14] 保安機関認定更新申請書	-	-	○	○	○	-	規則	手数料(滋賀県収入証紙)を添付 ※4を参照 48,500円分
3	[規則 様式第 13] 保安業務計画書	○	○	○	○	-	○	滋賀県手引	※5を参照
4	[滋 LP 様式第 13-1] 保安機関の説明書	○	○	○	○	○	-	滋賀県手引	
5	[滋 LP 様式第 13-2] 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面	○	○	○	○	-	○	滋賀県手引	規則第 30 条第 2 項第 2 号 ・緊急時対応を行う保安機関のみ
6	[滋 LP 様式第 13-3] 緊急時対応の方法を説明した書面	○	○	○	○	-	○	滋賀県手引	運用解釈 2(4)② ・緊急時対応を行う保安機関のみ ・ <u>出動するための手段の写真を添付</u> → 車の写真 前後・消火器
7	[滋 LP 様式第 13-4] 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する書面	○	○	○	○	○	-	滋賀県手引	規則第 30 条第 2 項第 3 号 ・ <u>付保証明書等を添付</u> → 賠償責任保険 保険申込書の
8	[滋 LP 様式第 13-5] 役員及び規則第 33 条に定める構成員の構成を説明した書面	○	-	○	-	○	-	滋賀県手引	規則第 30 条第 2 項第 4 号
9	[滋 LP 様式第 13-6] 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面	○	○	○	○	○	-	滋賀県手引	規則第 30 条第 2 項第 5 号 ・保安業務以外の業務を行っている場合
10	法人の定款	○	-	○	-	○	-	任意	規則第 30 条第 2 項第 6 号
11	法人の登記事項証明書	○	-	○	-	○	-	任意	規則第 30 条第 2 項第 6 号
12	[滋 LP 様式第 13-7] 欠格条項に該当しないことの誓約書(法人用)	○	-	○	-	○	-	滋賀県手引	規則第 30 条第 2 項第 7 号
13	[滋 LP 様式第 13-8] 欠格条項に該当しないことの誓約書(個人用)	-	○	-	○	○	-	滋賀県手引	規則第 30 条第 2 項第 7 号
14	[滋 LP 様式第 13-9] 保安業務に係る技術的能力の算定書	○	○	○	○	-	○	滋賀県手引	

	提出書類名 ※1	新規		更新		書類の単位		様式 ※2	備考 ※1、※3
		法人	個人	法人	個人	事業者	事業所		
15	[滋 LP 様式第 13-10] 保安業務資格者名簿および在籍証明書	○	○	○	○	—	○	滋賀県手引	
16	[滋 LP 様式第 13-11] 実務経験を必要とする保安業務資格者の実務経験を証する書面	○	○	○	○	—	○	滋賀県手引	実務経験を必要とする保安業務資格者がいる場合のみ
17	[滋 LP 様式第 13-12] 保安業務用機器の専有証明書	○	○	○	○	—	○	滋賀県手引	・自記圧力計の比較検査記録を添付 → 校正記録 ・保安業務用機器の写真を添付 → 写真の枚数
18	現在の保安機関認定証の写し	—	—	○	○	○	—	写し	5年前の県庁からの文書
19	現在の保安業務規程の写し	—	—	○	○	○	—	写し	自社の冊子に添付したもの

※1：「規則」は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

※2：様式の掲載箇所を示す。

「規則」は経済産業省ホームページの下記アドレスを参照

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/hourei/index.html#A02](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/hourei/index.html#A02)

「滋賀県手引」は本手引の様式

※3：「運用解釈」は、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

※4：保安機関の認定更新時にあたっては、以下に留意する。

- ・保安業務規程に変更がある場合は、認定更新申請前に、規則第 39 条第 3 項により保安業務規程の変更認可申請を済ませておく。
- ・一般消費者等の数の増減がある場合は、一般消費者等の数の増加認可申請、数の減少届出を保安機関の認定更新の申請前に手続きを済ませておく。

※5：様式第 13 保安業務計画書の記載にあたっては、以下に留意する。

- ・「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しない者は含まれない。
- ・年間実働日数又は平均月間実働日数は、各事業所の実態にあった日数を記入する。
- ・「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段（自動車、オートバイ等）、緊急時の連絡の受信方法（電話等）及び集中監視システムの導入の有無について記載する。

## 6-2. 保安業務規程の認可申請に必要な書類

経済産業省が定める「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」第 2 章 II 2 による。なお、様式第 13 「保安業務計画書」については、本手引の様式を用いる。

## 6-3. 保安業務規程の変更認可申請に必要な書類

経済産業省が定める「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」第 2 章 II 4 による。なお、様式第 13 「保安業務計画書」については、本手引の

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

## 保安機関認定更新申請書

令和 年 月 日

滋賀県知事 殿

氏名又は名称  
代表者の氏名  
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

2. 更新を受けようとする保安業務区分

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 13 (第 30 条関係)

保安業務計画書

事業所の名称：

事業所の所在地：

、電話番号：

保安業務区分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
一般消費者等の数							
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 人、その他 人						
調査員の数	/						
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者							
年間実働日数又は平均月間実働日数	日/月		日/年	日/年			
自記圧力計	個						
マノメータ	個						
ガス検知器	個						
漏えい検知液	個						
緊急工具類	個						
一酸化炭素測定器	個						
ポーリングバー	個						
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	出動するための手段： 緊急時連絡の受信方法(電話の場合は電話番号)： 集中監視システムの導入の有無：						

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 事業所ごとに記載すること。

保安機関の説明書

1. 事業者の説明

(1) 事業者の種類（規則第 33 条に定めるもの）

区分	組織の種類	構成員
	個人	—
	一般社団法人	社員
	株式会社	株主
	合名会社、合資会社、合同会社	社員
	事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、農業協同組合	組合員
	協同組合連合会、農業協同組合連合会	直接又は間接にこれらを構成する者
	その他の法人	上記に掲げる者に類するもの

※区分の欄には、該当する組織の種類に○を記載

※組織の種類の詳細については、規則第 33 条を確認

(2) 液化石油ガスの一般消費者等への販売事業： あり なし

① 滋賀県外の販売所： あり なし

② 申請時に実際に販売している一般消費者等の数： \_\_\_\_\_戸

※事業所が複数ある場合、事業所ごとの液化石油ガスを販売している一般消費者等の数を「滋 LP 様式第 13-1 別紙」に記載する。

2. 保安業務の形態

(1) 自社が販売する一般消費者等への保安業務： あり なし

(2) 他の液化石油ガス販売事業者から委託を受ける保安業務： あり なし

※2(2)が「あり」の場合、保安業務の受託状況を「滋 LP 様式第 13-1 別紙」に記載する。

(3) 自社に保安業務を委託する滋賀県外の液化石油ガス販売事業者： あり なし

事業者名： \_\_\_\_\_

●事業所ごとの保安業務を行う一般消費者等の数

保安業務を行う事業所の名称	LP ガスを販売している一般消費者等の数	他の販売事業者から保安業務の委託を受ける申請時の一般消費者等の数						
		供給開始時 点検・調査	容器交換等 供給設備 点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡

(戸)

事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

事業所の名称： \_\_\_\_\_

事業所の所在地： \_\_\_\_\_

(事業所の所在地および緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面を添付)  
※事業所に対して琵琶湖の対岸を含める場合、対岸へ行く経路を考慮して範囲を図示する。

- (備考)
- 1 事業所ごとに記載する。
  - 2 事業所の位置および事業所から 30 分以内で緊急時対応を行える地理的範囲を記載する。

緊急時対応の方法を説明した書面

事業所の名称： \_\_\_\_\_

事業所の所在地： \_\_\_\_\_

1. 出勤するための手段とその専有状況

- ・ 手動するための手段：添付写真のとおり（車両番号： \_\_\_\_\_）
- ・ その専有状況：  専有している  専有していない

2. 緊急時の連絡の受信方法

- ・ 緊急時の連絡の受信方法： \_\_\_\_\_
- ・ 緊急時の連絡の受信場所： \_\_\_\_\_
- ・ 事業所に保安業務資格者の常時(365 日、24 時間)配置  
 保安業務資格者を常時事業所に配置（配置する数 \_\_\_\_\_ 人）  常時配置ではない
- ・ 事業所以外で、10 分以内に事業所に到着できる場所に配置する保安業務資格者の数： \_\_\_\_\_ 人
- ・ 常時配置する保安業務資格者を事業所以外に配置する場合、事業所および全ての配置場所を図示

(地図を貼り付け)  
(事業所から 10 分以内の範囲を図示)

3. 集中監視システム導入の有無： 全ての一般消費者等に導入  一部の一般消費者等に導入  
 導入なし

(備考) 1 事業所ごとに記載する。

事業者名： \_\_\_\_\_

液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する書面

1. 自社が販売する一般消費者等に対する保安業務による損害賠償の内容

- (1) 保険者名： 東京海上日動火災保険株式会社
- (2) 保険の名称： LPガス販売事業者賠償責任保険
- (3) 規則第 32 条第 1 号に規定される損害賠償の額
  - ① 人的損害の 1 人当たりの限度額： 50 億円
  - ② 人的損害の 1 事故当たりの合計の限度額： 50 億円
  - ③ 物的損害の 1 事故当たりの限度額： 50 億円
- (4) 法令違反が原因の事故についての補償の免責：あり なし
- (5) 保険期間中の保険金支払額の制限：あり なし
- (6) 告示第 4 条第 2 項第 1 号に規定される慣習上の見舞金の額
  - ① 人的損害の 1 人当たりの限度額： 50 万円
  - ② 物的損害の 1 事故当たりの限度額： 10 万円
  - ③ 1 事故当たりの合計の限度額： 100 万円
- (7) 免責金額： 0 円

2. 他の液化石油ガス販売事業者から委託を受ける保安業務による損害賠償の内容

- (1) 保険者名： \_\_\_\_\_
- (2) 保険の名称： \_\_\_\_\_
- (3) 規則第 32 条第 1 号に規定される損害賠償の額
  - ① 人的損害の 1 人当たりの限度額： \_\_\_\_\_ 億円
  - ② 人的損害の 1 事故当たりの合計の限度額： \_\_\_\_\_ 億円
  - ③ 物的損害の 1 事故当たりの限度額： \_\_\_\_\_ 億円
- (4) 法令違反が原因の事故についての補償の免責：あり なし
- (5) 保険期間中の保険金支払額の制限：あり なし
- (6) 告示第 4 条第 2 項第 1 号に規定される慣習上の見舞金の額
  - ① 人的損害の 1 人当たりの限度額： \_\_\_\_\_ 万円
  - ② 物的損害の 1 事故当たりの限度額： \_\_\_\_\_ 万円
  - ③ 1 事故当たりの合計の限度額： \_\_\_\_\_ 万円
- (7) 免責金額： \_\_\_\_\_ 円

(備考) 1 上記の事項がわかる保険に加入していることを証する書面、付保証明書、保険契約書、約款、領収書等を添付する。



欠格条項に該当しないことの誓約書（個人用）

年 月 日

滋賀県知事 様

氏名又は名称

代表者の氏名

㊟

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 30 条に規定する欠格条項に該当しないことを誓約します。

法第 30 条に規定する欠格条項

- |  |
|--|
| <p>1 この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者</p> <p>2 第 35 条の 3 の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者</p> <p>3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者<br/>[経済産業省令]精神の機能の障害により保安業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（規則第 30 条の 2）</p> <p>4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前 3 号のいずれかに該当する者があるもの</p> |
|--|

保安業務に係る技術的能力の算定書

事業所の名称：

1. 保安業務に係る技術的能力の算定に係る計算式

**注意事項** ○下記の計算はすべて小数点以下第4位を四捨五入した数とする。ただし、0を超え0.001未満の場合は、0.001とする。

○消費者戸数はそれぞれの保安業務区分の戸数とする。

○該当しないものについては、「-」を記載する。

保安業務資格者の数は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第2条による。  
保安業務用機器の数は、同上告示第3条による。

イ 供給開始時点検・調査

$$1号消費者戸数[ ] \times 1 / 20000 = (a)[ ] \dots \textcircled{1}$$

ロ 容器交換時等供給設備点検

$$2号消費者戸数[ ] \times 1 / (100 \times \text{月間実働日数}[ ]) - \text{調査員数}[ ] = (b)[ ] \dots \textcircled{2}$$

(0未満の場合は、0とする。)

$$2号消費者戸数[ ] \times 1 / (100 \times \text{月間実働日数}[ ]) - \text{調査員数}[ ] + \text{調査員}[ ] = (h)[ ] \dots \textcircled{20}$$

ハ 定期供給設備点検

【特例なし】かつ【補助員なし】

$$3号消費者戸数[ ] \times 1 / (30 \times \text{年間実働日数}[ ]) \times 1 / 4 = (c1)[ ] \dots \textcircled{3}$$

【特例なし】かつ【補助員あり】

$$3号消費者戸数[ ] \times 1 / (30 \times 4 / 3 \times \text{年間実働日数}[ ]) \times 1 / 4 = (c2)[ ] \dots \textcircled{4}$$

ニ 定期消費設備調査

【特例なし】かつ【補助員なし】

$$4号消費者戸数[ ] \times 1 / (25 \times \text{年間実働日数}[ ]) \times 1 / 4 = (d1)[ ] \dots \textcircled{5}$$

【特例なし】かつ【補助員あり】

$$4号消費者戸数[ ] \times 1 / (25 \times 4 / 3 \times \text{年間実働日数}[ ]) \times 1 / 4 = (d2)[ ] \dots \textcircled{6}$$

ホ 周知

【特例なし】

$$5号消費者戸数[ ] \times 1 / 20000 = (e1)[ ] \dots \textcircled{7}$$

【特例あり】

$$5号消費者戸数[ ] \times 1 / 40000 = (e2)[ ] \dots \textcircled{8}$$

ヘ 緊急時対応

$$6号消費者戸数[ ] \times 1 / 20000 = (f)[ ] \dots \textcircled{9}$$

事業所の名称：

ト 緊急時連絡

【消費者戸数が2万戸以下の場合】

$$7\text{号消費者戸数}[\ ] \times 1 / 20000 = (g1)[\ ] \dots \textcircled{10}$$

【消費者戸数が2万戸を超える場合】

$$1 + (7\text{号消費者戸数}[\ ] - 20000) \times 1 / 80000 = (g2)[\ ] \dots \textcircled{11}$$

チ 定期供給設備点検及び定期消費設備調査の特例

※ 定期供給設備点検と定期消費設備調査で消費者数が異なる場合、両方についてする戸数のみ特例を受け、それ以外の戸数については、⑩～⑬式により計算する。

【特例による補助員なしでの、定期供給設備点検及び定期消費設備調査】

$$3,4\text{号消費者戸数}[\ ] \times 1 / (20 \times \text{年間実働日数}[\ ]) \times 1 / 4 = (cd1)[\ ] \dots \textcircled{12}$$

$$3,4\text{号消費者戸数}[\ ] \times 1 / (25 \times \text{年間実働日数}[\ ]) \times 1 / 4 = (d5)[\ ] \dots \textcircled{13}$$

【特例による補助員ありでの、定期供給設備点検及び定期消費設備調査】

$$3,4\text{号消費者戸数}[\ ] \times 1 / (20 \times 4/3 \times \text{年間実働日数}[\ ]) \times 1 / 4 = (cd2)[\ ] \dots \textcircled{14}$$

$$3,4\text{号消費者戸数}[\ ] \times 1 / (25 \times 4/3 \times \text{年間実働日数}[\ ]) \times 1 / 4 = (d6)[\ ] \dots \textcircled{15}$$

【特例適用外となる、補助員なしの定期供給設備点検】

$$(3\text{号消費者戸数}[\ ] - 4\text{号消費者戸数}[\ ]) \times 1 / (30 \times \text{年間実働日数}[\ ]) \times 1 / 4 = (c3)[\ ] \dots \textcircled{16}$$

(3号消費者戸数-4号消費者戸数の計算結果が0未満の場合は、0とする)

【特例適用外となる、補助員ありでの定期供給設備点検】

$$(3\text{号消費者戸数}[\ ] - 4\text{号消費者戸数}[\ ]) \times 1 / (30 \times 4/3 \times \text{年間実働日数}[\ ]) \times 1 / 4 = (c4)[\ ] \dots \textcircled{17}$$

(3号消費者戸数-4号消費者戸数の計算結果が0未満の場合は、0とする)

【特例適用外となる、補助員なしの定期消費設備調査】

$$(4\text{号消費者戸数}[\ ] - 3\text{号消費者戸数}[\ ]) \times 1 / (25 \times \text{年間実働日数}[\ ]) \times 1 / 4 = (d3)[\ ] \dots \textcircled{18}$$

(4号消費者戸数-3号消費者戸数の計算結果が0未満の場合は、0とする)

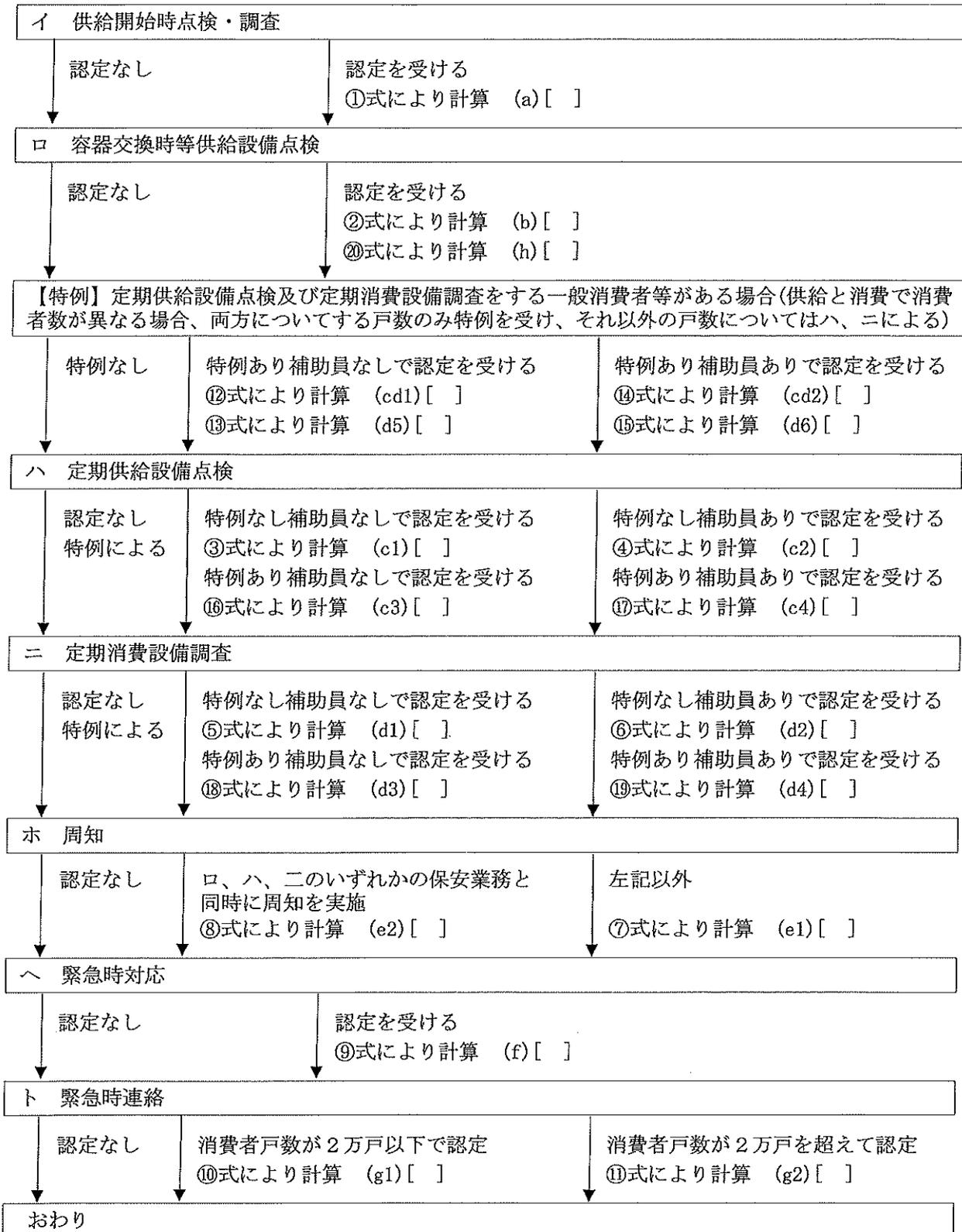
【特例適用外となる、補助員ありでの定期消費設備調査】

$$(4\text{号消費者戸数}[\ ] - 3\text{号消費者戸数}[\ ]) \times 1 / (25 \times 4/3 \times \text{年間実働日数}[\ ]) \times 1 / 4 = (d4)[\ ] \dots \textcircled{19}$$

(4号消費者戸数-3号消費者戸数の計算結果が0未満の場合は、0とする)

事業所の名称：

2. 業務区分ごとの計算結果のまとめ



※計算しなかったところについては、「-」を記載する。

事業所の名称：

3. 保安業務資格者

3-1 保安業務資格者数

(a)[ ]+(b)[ ]+(cd1)[ ]+(cd2)[ ]+(c3)[ ]+(c4)[ ]+(d3)[ ]  
 +(d4)[ ]+(c1)[ ]+(c2)[ ]+(d1)[ ]+(d2)[ ]+(e1)[ ]+(e2)[ ]  
 +(f)[ ]+(g1)[ ]+(g2)[ ]  
 =[ ] (小数点以下を切り上げ) → 保安業務資格者数[ ] 人]

3-2 補助員数 (補助員ありのみの合計)

(cd2)[ ]+(c4)[ ]+(d4)[ ]+(c2)[ ]+(d2)[ ]  
 =[ ] (小数点以下を切り上げ) → 補助員数[ ] 人]

3-3 緊急時対応をする事業所に常駐する保安業務資格者の数

(f)[ ] (小数点以下を切り上げ) → 緊急時対応の常駐者数[ ] 人]

3-4 保安業務資格者の必要数

	保安業務資格者等数	補助員数	緊急時対応の常駐者数
計算値			
実際の数	(内調査員数 )		

保安業務資格者は、少なくとも1人は第二種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者であること。

事業所の名称：

4. 保安業務用機器の必要数

保安業務用機器 保安業務区分	自記圧力計又は マノメータ	ガス検知器	漏えい検知液
供給開始時点検・調査	(a) [ ]	(a) [ ]	(a) [ ]
容器交換時等供給設備点検			(h) [ ]
【特例】定期供給設備点検 及び定期消費調査	(cd1) [ ] (cd2) [ ]	(cd1) [ ] (cd2) [ ]	(cd1) [ ] (cd2) [ ]
定期供給設備点検	(c1) [ ] (c2) [ ] (c3) [ ] (c4) [ ]	(c1) [ ] (c2) [ ] (c3) [ ] (c4) [ ]	(c1) [ ] (c2) [ ] (c3) [ ] (c4) [ ]
定期消費設備調査	(d1) [ ] (d2) [ ] (d3) [ ] (d4) [ ]	(d1) [ ] (d2) [ ] (d3) [ ] (d4) [ ]	(d1) [ ] (d2) [ ] (d3) [ ] (d4) [ ]
緊急時対応	(f) [ ]	(f) [ ]	(f) [ ]
合 計			
必 要 数			
保安業務用機器 保安業務区分	緊急工具類	一酸化炭素測定器	ボーリングバー
供給開始時点検・調査	(a) [ ]	(a) [ ]	(a) [ ]
容器交換時等供給設備点検	(h) [ ]		
【特例】定期供給設備点検 及び定期消費調査	(cd1) [ ] (cd2) [ ]	(d5) [ ] (d6) [ ]	(cd1) [ ] (cd2) [ ]
定期供給設備点検	(c1) [ ] (c2) [ ] (c3) [ ] (c4) [ ]		(c1) [ ] (c2) [ ] (c3) [ ] (c4) [ ]
定期消費設備調査	(d1) [ ] (d2) [ ] (d3) [ ] (d4) [ ]	(d1) [ ] (d2) [ ] (d3) [ ] (d4) [ ]	(d1) [ ] (d2) [ ] (d3) [ ] (d4) [ ]
緊急時対応	(f) [ ]	(f) [ ]	(f) [ ]
合 計			
必 要 数			

※必要数は、合計した数の小数点以下を切り上げた数とする。





